

高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第2条  
の運用及び解釈についての一部改正について

平成28年9月17日  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
高 圧 ガ ス 保 安 室

1. 改正の経緯

本運用及び解釈は、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号。以下「告示」という。）第2条において必要な事項を詳細に説明したものである。

今般、告示が改正され、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用除外となるフルオロカーボン回収装置にフルオロオレフィン1234yf回収装置が追加されたことに伴い、当該運用及び解釈の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）適用除外の範囲

着脱容器に対する容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）の適用について、容器保安規則の適用を受けない1リットル以下の容器に一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第4号の2に規定する特定不活性ガス（フルオロオレフィン1234yf、フルオロオレフィン1234ze及びフルオロカーボン32）の容器を追加する。

（2）フルオロカーボン回収装置検査実施方法

特定不活性ガスの特性を踏まえ、容器及び附属品、安全機構等及び警戒標等の規定について、所要の改正を行う。